

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成17年8月18日(2005.8.18)

【公開番号】特開2002-322988(P2002-322988A)

【公開日】平成14年11月8日(2002.11.8)

【出願番号】特願2002-31614(P2002-31614)

【国際特許分類第7版】

F 0 4 C 18/02

F 0 4 B 39/00

F 0 4 C 18/16

F 0 4 C 18/356

F 0 4 C 27/00

F 0 4 C 29/00

F 1 6 J 15/10

【F I】

F 0 4 C 18/02 3 1 1 S

F 0 4 C 18/02 3 1 1 T

F 0 4 B 39/00 A

F 0 4 B 39/00 1 0 4 Z

F 0 4 C 18/16 A

F 0 4 C 18/356 W

F 0 4 C 27/00 3 2 1

F 0 4 C 29/00 U

F 1 6 J 15/10 M

F 1 6 J 15/10 X

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月31日(2005.1.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

従来、フロンや代替フロン用チップシールの材料として、四フッ化エチレン樹脂(以下、PTFEと略称する)および溶融フッ素樹脂を添加した、芳香族ポリエーテルケトン系樹脂(以下、PEKと略称する)組成物(特公平7-030747)、炭素繊維、PTFE、金属粉末を添加したPEK組成物(特公平7-069015)等が知られている。

さらに、液晶ポリエステル樹脂を添加したPEK組成物(特開平8-267613、特開平9-20883)も知られている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、炭酸ガスを冷媒とするスクロール型コンプレッサでは、チップシールの仕様が温度120以上、場合によっては150以上、吐出圧として圧力8MPa以上、場合

によっては 10MPa 以上となるため、従来のシール材では耐荷重性、耐摩耗性、相手材の非損傷性が充分でないという問題がある。また、耐荷重性や耐摩耗性等を満足したとしても、チップシールを形成するために充分な溶融流動性を得ることができないという問題がある。

例えば、特公平 7 - 0 3 0 7 4 7 の場合は、充填材に補強効果がないため耐荷重性に乏しい。

特公平 7 - 0 6 9 0 1 5 の場合は、充分な耐荷重性を得ることが可能であるが、溶融流動性に劣り、断面積が小さい場合にはチップシールを成形することができない。また、スクロール型コンプレッサにおいては、潤滑剤が稀薄な状態であり、しかも高速、高面圧の条件下では、摺動面に潤滑油が充分に供給されず、金属粉末により焼き付きを起こしてしまう。特に、摺接相手のスクロール部材がアルミニウム合金の場合には、アルミニウム合金を著しく損傷してしまう場合がある。

特開平 8 - 2 6 7 6 1 3 、特開平 9 - 2 0 8 8 3 の場合は、液晶ポリエステル樹脂が含まれることによって P A G 油による強度低下が生じ、圧力 8MPa 以上、場合によっては 10MPa 以上となる炭酸ガスを冷媒とするスクロール型コンプレッサには使用することができない。